

『建築基準法第15条に係る届出』と

『建設リサイクル法第10条に係る届出』について

建築主が建築物を建築しようとする場合は『**建築工事届**』の届け出が義務付けられており、建築に際し既存建築物を除却する場合には建築工事届（規則第40号様式）の第1面の**除却工事施工者名**（実際に除却する施工者名）及び第4面の**除却建物の概要**を記入する事になります。

【留意点】

施工者名が未記入の場合は、届出が成立しないため**無効**となります。（行政手続法上、形式上の要件に適合しないと解釈されます）

除却施工者名が建築主となっている場合は、できるだけ実際の施工者名を記入してください。

（建設リサイクル法の施行に伴い、自ら除却工事を施工する場合を除き、解体工事を請け負える者が解体登録業者もしくは一定の建設業許可業者となっています）

除却工事施工者名が未定の場合は、別途『**除却届**』（規則41号様式）を提出してください。

（除却届は建築物の除却の工事を**施工する者**が届け出るものです。）

届出は確認申請と同時に行うことになります。

建設リサイクル法に係る届出は対象建設工事の**発注者**が当該工事に着手する7日前までに届け出る事になっています。

【留意点】

リサイクル法上の請負者は工事届上の施工業者と同一となるはずですが、やむを得ず異なる場合（業者を変更した場合など）もありえます。ただし、除却届の施工者とは同一となります。

リサイクル法の届け出が工事着手の7日前までとなっていますので除却届も、遅くとも同時に届け出ることが望まれます。